

議案第71号

備前市立備前焼ミュージアム設置条例の一部を改正する条例の制定について

備前市立備前焼ミュージアム設置条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和2年9月2日提出

備前市長 田原隆雄

備前市条例第 号

備前市立備前焼ミュージアム設置条例の一部を改正する条例

備前市立備前焼ミュージアム設置条例(平成27年備前市条例第38号)の一部を次のように改正する。

第9条に次の1項を加える。

- 6 市長は、公益上必要があると認めるときは、学術研究利用料を減額し、又は免除することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。